

○国土交通省告示第千三百八十号

天草飛行場の施設について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年十二月二十六日

国土交通大臣 中野 洋昌

- 一 設置者の氏名及び住所 熊本県 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目十八番一号
- 二 空港の名称及び位置 天草飛行場 熊本県天草市
- 三 変更した事項（変更前の事項については、平成三十年国土交通省告示第四号を参照。）
 - イ 空港の範囲 別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分
 - ロ 空港の総面積 三十一万六千一百一平方メートル

（注） 空港の範囲を示す詳細図を熊本県庁において縦覧に供する。

別図 天草飛行場

